

京都市立芸術大学事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第136号

京都市立芸術大学事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市立芸術大学事務分掌規則の一部を次のように改正する。

「総務課」

第1条中「部」を削り、「総務課」を  
に改め、「学生部」を削  
整備改革推進課」

る。

第2条第1項中「学生部長」を削り、「3人」を「4人」に改め、同条第2項中「事務係長」の右に「整備改革推進課に担当課長補佐又は担当係長」を加える。

第5条中「課及び室の分掌する」を「事務局の課及び室の分掌する」に改め、「事務局」を削り、同条総務課の項第7号中「学内」を「局内」に改め、同項の次に次の1項を加える。

整備改革推進課

(1) 大学の施設の整備その他の教育研究環境の整備及び向上に関する調査、企画、

連絡及び調整に関すること。

(2) 大学への地方独立行政法人制度の導入に係る準備事務に関すること。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)